

用例集

(大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備
及び経過措置に関する政令案)

＜目 次＞

題名関係	1
「〇〇〔新法〕の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政 令」	
題名・目次関係	1
「〇〇の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」に おける目次の例	
制定文関係	2
新法の整備政令における制定文の例	
機構法施行令第1条の2第1項柱書関係	2
「…高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）」	
機構法施行令第1条の2第1項柱書関係	3
「大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学 校に在学する者…のうち、…ものに対する第一種学資貸与金の月額 については、〇〇項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専 修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及 び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額…のうち 貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。」	
機構法施行令第1条の2第1項柱書関係	3
「者（…者であるものを除く。）」	
機構法施行令第1条の2第1項柱書関係	4
「支給…を受けるもの」	
機構法施行令第1条の2第1項柱書関係	5
「〇〇又は〇〇のうち、…が選択する額と…する。」	
機構法施行令第1条の2第1項柱書関係	5
「…額のうち最も高い額」	
機構法施行令第1条の2第1項柱書関係	6
「〇〇額から次に掲げる額の合計額を控除した額」	
機構法施行令第1条の2第1・2項柱書・第8条の2第4項関係	6
「〇〇額…（…零を下回る場合には、零と…する。）」	
機構法施行令第1条の2第1項柱書関係	7
「〇〇額の〇〇万円未満の端数」	
機構法施行令第1条の2第1項柱書関係	7
「〇〇円未満の端数を切り捨てた額」	
機構法施行令第1条の2第1項第1・2号・第2項第1号関係	8
「〇〇につき…〇〇される…額」	
機構法施行令第1条の2第1項第1号・第2項第1号関係	8
「の規定により算定される〇〇金の額」	
機構法施行令第1条の2第1項第1・2号関係	9
「額（当該〇〇が〇〇である場合には、…額…）」	
機構法施行令第1条の2第1項第1・2号関係	9
「…額を十二で除した額」	

機構法施行令第1条の2第1項第1・2号・第2項第2号関係	10
「額（その額に○○円未満の端数が生じた場合）」	
機構法施行令第1条の2第1項第1・2号・第2項第2号・第8条の2第1・2項関係	11
「これを○円に切り上げた額」	
機構法施行令第1条の2第1項第2号関係	12
「○○につき…○○の区分に応じ、それぞれ○○に定める額〔を計算した〕額」	
機構法施行令第1条の2第1項第2号関係	13
「○○の…額（…場合には、○○。以下「X」という。）（[一定の場合にXに一定の修正を加える特例]）と規定する例」	
機構法施行令第1条の2第2項柱書関係	14
独立行政法人に対して、額の定め方について義務的規定を設ける例	
機構法施行令第1条の2第2項柱書関係	14
「の規定に基づき…を定める」	
機構法施行令第8条の2第1項柱書関係	15
「支給○○」という略称を置く例	
機構法施行令第8条の2第1項第1号・第2項第1号関係	15
号の下段において「○○の区分に応じ、それぞれ○○に定める額」とする例	
機構法施行令第8条の2第1～3項関係	16
柱書で「次の各号に掲げる…額の区分に応じ、」としたときに、各号に掲げる区分として「○○円未満／以上」と規定する例	
機構法施行令第8条の2第1～4項関係	17
「××額算定基準額」という文言を用いた規定を置き、その算定根拠を後の条で規定する例	
機構法施行令第8条の2第1項第1号柱書関係	18
表の区分を指し示す際に、定義規定を置かずに「学校等」と規定する例	
機構法施行令第8条の2第1項第1号表関係	18
【見出し修正】「一 『○○』には、○○を含まない。」「[○○の項において『○○』には、…]と規定しない例」	
機構法施行令第8条の2第1項第1号表関係	19
表の学校等の区分に専攻科を含ませる例	
機構法施行令第8条の2第2項関係	19
「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号…に掲げる扶助を受けている」	
機構法施行令第8条の2第2項柱書関係	20
「満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者〔又は/若しくは〕同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者」	
機構法施行令第8条の2第2項関係	20
「居住に要する費用」	

機構法施行令第8条の2第2項関係	21
「…による支援の必要性」	
機構法施行令第8条の2第2項関係	21
「…の必要性がないと認められる…」	
機構法施行令第8条の2第2項関係	22
「○○の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる○○の区分に応じ、」／「それぞれ同表の下欄に定める○○」	
機構法施行令第8条の2第3項関係	22
「において通信による教育を受ける…者」	
機構法施行令第8条の2第4項柱書関係	23
「○○の生計を維持する者」	
機構法施行令第8条の2第4項柱書関係	24
「○○〔人〕及び○○〔人〕について…額…を合算した額」	
機構法施行令第8条の2第4項柱書関係	24
「第○号に掲げる額から第○号に掲げる額を控除した額…を合算した額」	
機構法施行令第8条の2第4項柱書関係	25
①算定した額が一定の閾値に達した場合の処理及び②算定した額の端数処理を同一のかっこ内に規定する例	
機構法施行令第8条の2第4項柱書関係	25
「○円未満の端数がある場合には、」	
機構法施行令第8条の2第4項柱書関係	26
「これを切り捨てた額とする。」	
機構法施行令第8条の2第4項柱書関係	27
端数処理に係るカッコ書きと特定の場合に係る金額を定めるカッコ書きが連続している例	
機構法施行令第8条の2第4項柱書関係	28
「○○額…（…場合には、零とする。）」	
機構法施行令第8条の2第4項柱書関係	29
「ただし、…場合については、…とする。」	
機構法施行令第8条の2第4項柱書関係	29
「ただし、…ことその他の理由により本文の規定により難い場合としてAで定める場合」	
機構法施行令第8条の2第4項柱書関係	30
「場合として○○省令で定める場合については、」	
機構法施行令第8条の2第4項柱書関係	31
「○○〔さ〕れる月の属する年度…分の〔地方税〕法…の規定による○○税」	
機構法施行令第8条の2第4項柱書関係	32
「…月の属する年度（当該月が○月から○月までの月であるときは、その前年度。以下この○○において同じ。）分の」	
機構法施行令第8条の2第4項柱書関係	33
「…の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有〔する〕」	
機構法施行令第8条の2第4項柱書関係	34
「所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない」	
機構法施行令第8条の2第4項柱書関係	35
「○○省令で定めるところにより算定した額とする。」	

機構法施行令第8条の2第4項第1号関係	36
地方税法上の各種所得に係る金額の合計額を経済支援に係る所得基準とする際の規定の例	
機構法施行令第8条の2第4項第1号関係	38
「月の属する年度…分の地方税法…の規定による○○税」	
機構法施行令第8条の2第4項第1号関係	39
「○○の規定により読み替えられた地方税法第三百四十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」	
機構法施行令第8条の2第4項第1・2号関係	41
「額に百分の○○を乗じた額」	
機構法施行令第8条の2第4項第2号関係	41
「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市」	
機構法施行令第8条の2第4項第2号関係	42
「○○により課される」	
機構法施行令第8条の2第5項関係	43
「その他の法令に基づく…給付」	
機構法施行令第8条の2第5項関係	43
初出で「給付等」と規定する例	
機構法施行令第8条の2第5項柱書関係	44
「を調整する必要がある」	
機構法施行令第8条の2第5項関係	44
「を受けた場合における…に対する…の額については、」	
機構法施行令第8条の2第5項柱書関係	45
「の規定により算定される」	
機構法施行令第8条の2第5項柱書関係	45
「額を限度として」	
機構法施行令第8条の2第5項関係	46
「…額を限度として○○省令で定める額とする。」	
機構法施行令第8条の3第1・2号関係	47
「過去に○○ことがない／ある○○」	
機構法施行令第8条の3第1・2号関係	48
「○○の正規の修業年限を満了する」	
機構法施行令第8条の3第2号関係	48
「○○を超えない範囲で○○省令で定める○○」	
機構法施行令第8条の3第2号関係	49
「者のうち…者その他の○○省令で定める者」	
機構法施行令第8条の3第3項第2号関係	49
「○○を受けた期間の月数」	
機構法施行令第8条の3第3項第2号関係	50
「月数（当該月数と…）」	
機構法施行令第8条の3第1項第2号関係	50
「○○と○○とを合算した○○」	
機構法施行令第8条の3第2号関係	51
「○○月数を控除した月数」	

機構法施行令第8条の4関係	51
独立行政法人の個別政令における省令委任規定の置き方の例（全体として個別法の関係規定の順に条を並べ、省令委任規定は関係業務のかたまりの最後に置いている例）	
第3～5条関係	52
基金残余額の国庫納付に係る規定例	
第3条関係	52
「○○の属する事業年度」／「○○事業年度の次の事業年度」	
理由関係	53
「○○の施行に伴い、…関係政令の規定の整備を行うとともに、○○その他の必要な経過措置を定める必要があるからである。」	
理由関係	53
「○○の施行に伴い、○○その他の関係政令の規定の整備を行うとともに、」	

題名関係

「〇〇【新法】の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」

- 日本アルコール産業株式会社法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十七年政令第三百四十六号）
- 独立行政法人教員研修センター法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十二年政令第五百七号）

題名・目次関係

「〇〇の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」における目次の例

- | | | |
|----|---|-------------------|
| 目次 | 第一章 関係政令の整備（第一条・第二条） | 第二章 経過措置（第三条・第四条） |
| 附則 | ○水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第百五十四号） | |

制定文関係

新法の整備政令における制定文の例

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十一年政令第八十八号）
内閣は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の施行に伴い、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百八十二条第一項、地方財政法（昭和二十三年法律第一百九号）、第五条の三、第四項第一号、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、第二百二十二条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

機構法施行令第1条の2第1項柱書関係

「…高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）」

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）
(第一種学資貸与金の額)

2 第一条（略）
大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校に在学する者のうち、その者の生計を維持する者の所得が文部科学大臣の認可を受けて独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の定める額以上であるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（そのうち最も高い額を除く。）のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

機構法施行令第1条の2第1項柱書関係

「大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校に在学する者…のうち、…ものに対する第一種学資貸与金の月額については、〇〇項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額…のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。」

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令
(平成十六年政令第二号)
(第一種学資貸与金の額)

第八条の二（略）

2 大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校に在学する者のうち、その者の生計を維持する者の所得が文部科学大臣の認可を受けて独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の定める額以上であるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（そのうち最も高い額を除く。）のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する。

3

略

機構法施行令第1条の2第1項柱書関係

「者（…者であるものを除く。）」

○信託法（平成十八年法律第百八号）
(詐害信託の取消し等)

第十一条（略）

2 前項の規定による詐害行為取消請求を認容する判決が確定した場合において、信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者（委託者であるものを除く。）が当該債権を取得した時ににおいて債権者を害することを知らなかつたときは、委託者は、当該債権を有する債権者に対し、当該信託財産責任負担債務について弁済の責任を負う。ただし、同項の規定による詐害行為取消請求により受託者から委託者に移転する財産の価額を限度とする。

3

8

（略）

機構法施行令第1条の2第1項柱書関係

「支給…を受けるもの」

○沖縄の復帰に伴う労働省関係法令の適用の特別措置等
に関する政令（昭和四十七年政令第百五十六号）

第三十八条 法の施行前に沖縄失保法に規定する受給資格者（以下「沖縄失保法受給資格者」という。）若しくは同立法第五十六条の規定に該当する者又は失保法受給資格者で失保法相当給付の支給を受けるものが死亡したために同立法第十九条（本土居住者等失保特別措置法第四条第三項第一号において準用する場合を含む。）若しくは第五十九条第三項の規定による失業の認定又は沖縄失保法第三十二条第二項（本土居住者等失保特別措置法第四条第三項第一号において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けることができなかつた場合におけるその者の配偶者その他その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に対する失業保険金又は傷病給付金の支給については、なお従前の例による。

2

（略）

○地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）
第五条 附 則（昭和五一年五月一五日法律第二七号）

施行日前に同一の事由につき旧法の規定による休業補償と旧法附則第八条の政令で定める法令による年金たる給付を支給されていた者で、施行日以後も引き続き当該年金たる給付の支給を受けるものに対し、同一の事由について支給する新法の規定による休業補償の額は、新法の規定により算定した額が施行日の前日に支給すべき事由の生じた旧法の規定による休業補償の額（同日に休業補償を支給すべき事由の生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償の額）に満たないときは、新法の規定にかかわらず、当該旧法の規定による休業補償の額に相当する額とする。

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年
政令第二号）

第三条（略）

第一条（略）

3 2 一時金額第一種学資貸与金の額は、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円又は五〇〇、〇〇〇円（貸与を受ける学生又は生徒が当該入学をした月に当該留学をした場合においては、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円、五〇〇、〇〇〇円、六〇〇、〇〇〇円、七〇〇、〇〇〇円、八〇〇、〇〇〇円、九〇〇、〇〇〇円又は一、〇〇〇、〇〇〇円）のうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とし、その利率は、年三ペーセントを超える利率で機構の定める利率とする。

機構法施行令第1条の2第1項柱書関係

「〇〇又は〇〇のうち、…が選択する額と…する。」

○難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）
(指定特定医療に係る負担上限月額)

第二条（略）

第一条（略）

2 支給認定を受けた指定難病の患者が児童福祉法第九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る同法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下この項において「医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等」という。）である場合又は支給認定を受けた指定難病の患者と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「医療費算定対象世帯員」という。）が支給認定を受けた指定難病の患者若しくは医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等である場合における負担上限額は、前項の規定にかわらず、同項各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の月額は、前項の規定にかわらず、同項各号に掲げる

区分に応じ、当該各号に定める額に医療費按分率（当該支給認定を受けた指定難病の患者及び医療費算定対象世帯員に係る次の各号に掲げる額を合算した額をもって当該各号に掲げる額のうち最も高い額を除して得た率をいう。）を乗じて得た額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一・二（略）

○中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）

（共済金の貸付け）

第九条（略）

2 前項の共済金の貸付額は、貸付けの請求があつた日における納付された掛金の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した額の十倍に相当する額と倒産に係る取引の相手方たる事業者に対する売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権（以下「売掛金債権等」という。）のうち回収が困難となつたものの額（共済契約者とその取引の相手方たる事業者との取引関係が経済産業省令で定める要件に該当する場合においては、その額と共済契約者の取引関係の変化による影響を緩和するため緊急に必要な資金の額として経済産業省令で定めるところにより算定した額との合計額。以下同じ。）とのいずれか少ない額の範囲内において、共済契約者が請求した額とする。ただし、当該貸付額と請求の日において既に貸付けを受け、又は受けたこととなつた共済金の額から既に償還した共済金の額を控除した額との合計額が政令で定める額を超えてはならない。

3～5（略）

機構法施行令第1条の2第1項柱書関係

「〇〇額から次に掲げる額の合計額を控除した額」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置）

第九条（略）

一（略）

イ この法律の施行前の私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第九条の規定による私立幼稚園（国（国立大学法人を含む。）、都道府県及び市町村以外の者が設置する幼稚園をいう。以下この項において同じ。）の経常的経費に充てるための国の補助金の総額（以下この項において「国の補助金の総額」という。）、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該施設型給付費の支給に係る支給認定教育・保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

2～4（略）
二・三（略）

機構法施行令第1条の2第1・2項柱書・第8条の2第4項関係

「〇〇額…（…零を下回る場合には、零とする。）」

機構法施行令第1条の2第1項柱書関係

「〇〇額の〇〇万円未満の端数」

○登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第百四十六号)
(印紙納付ができる場合)

第二十九条 法第二十二条(法第二十四条の二第三項及

び第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 登記等につき課されるべき登録免許税の額の三万円未満の端数の部分の登録免許税を納付する場合

三 (略)

機構法施行令第1条の2第1項柱書関係

「〇〇円未満の端数を切り捨てた額」

○沖縄の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百五十三号)

第十六条 (略)

4 2・3 (略)

沖縄公衆法の規定に基づき設置された同立法第百九条第一項に規定する構内交換設備若しくは組合交換設備、同条第二項に規定する専用設備の端末機器又は同条第三項に規定する専用設備の線路は、公衆法の規定に基づき設置されたものとみなして、同法第百七条の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第六十条」とあるのは「沖縄の公衆電気通信法第六十二条」と、「その支払った費用の額」とあるのは「その支払った費用の額を沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円表示の額に換算した額(その額に一円未満の端数があるときは、その一円未満の端数を切り捨てた額)」と、同条第六項中「第一百五条第一項第一号、第二号又は第四号」とあるのは「沖縄の公衆電気通信法第七十七条第一項第一号、第二号又は第四号」とする。

機構法施行令第1条の2第1項第1・2号・第2項第1号関係

「〇〇につき…〇〇される…額」

○破産法（平成十六年法律第七十五号）
(劣後的破産債権等)

第九十九条 次に掲げる債権（以下「劣後的破産債権」という。）は、他の破産債権（次項に規定する約定劣後破産債権を除く。）に後れる。

一～二 (略)

四 金額及び存続期間が確定している定期金債権のうち、各定期金につき第一号の規定に準じて算定される額の合計額（その額を各定期金の合計額から控除した額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生すべき元本額を超えるときは、その超過額を加算した額）に相当する部分

2 (略)

○日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置及び関係政令の整備に関する政令（平成十一年政令第二百六十五号）

第二条 (略)

5 (略)

6 (略)

一 二 会社の承継の日の前日において在職する転籍者の全員が当該前日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に当該転籍者につき承継の日の前日の退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額

13 (略)

○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）
(財政安定化基金による交付事業)

第十三条 (略)

2～8 (略)

9 都道府県は、基金事業交付金の交付を受ける後期高齢者医療広域連合が予定保険料収納率（令第十八条第三項第一号の予定保険料収納率をいう。次条第三項において同じ。）を不当に過大に見込んだこと等により、第二項の規定により算定される基金事業交付金の額が不当に過大となると認められる場合であつて、必要と認めるときは、当該後期高齢者医療広域連合に対する基金事業交付金の額を減額し、又は交付しないこととすることができる。

機構法施行令第1条の2第1項第1・2号関係

「額（当該〇〇が〇〇である場合には、…額…）」

○所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）

（恒久的施設に帰せられるべき純資産に対応する負

債の利子の必要経費不算入）

第二百九十二条の三（略）

第一一（略）

二 同業個人比準法（非居住者のその年十一月三十一日における恒久的施設に帰せられる資産の額について

発生し得る危険を勘案して計算した金額に、イに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額をもつて恒久的施設帰属資本相

当額とする方法をいう。）

イ（略）

ロ 比較対象者の比較対象年の十二月三十一日における総資産の額（当該比較対象者が非居住者である場合には、当該比較対象者である非居住者の恒久的施設に係る資産の額）について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

3（略）

10（略）

機構法施行令第1条の2第1項第1・2号関係

「…額を十二で除した額」

○公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十九号）

（用語の定義）

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第一一（略）

三 収入 入居者及び同居者の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第一章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、事業主体が国土交通大臣の定めるところにより認定した額とし、以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。

イ（略）

ロ 当該比較対象者の十二月三十一日における総資産の額（当該比較対象者が非居住者である場合には、当該比較対象者である非居住者の恒久的施設に係る資産の額）について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

3（略）

10（略）

○独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政
令第三百四十三号）

第三十条 法第四十七条第二項に規定する政令で定める

額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、
その期間の各月の保険料の額を年〇・一パーセントの
利率による複利現価法によって前納に係る期間の最
初の月の前月から当該各月までのそれぞれの期間に
応じて割り引いた額の合計額（その額に十円未満の端
数が生じた場合において、その端数金額が五円未満で
あるときはこれを切り捨て、その端数金額が五円以上
であるときはこれを十円として計算する。）を控除し
た額として農林水産大臣が定める額とする。

○高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年
政令第三百十八号）
（高額療養費算定基準額）

第十五条（略）
一 法第六十七条第一項第一号の規定が適用される者八万百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、その者が当該療養のあつた月に属する世帯の被保険者に対し、療養のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（同項又は同条第二項の規定によるもの（同条第七項の規定によりその額を算定したものと含む。）に限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合（次項第一号及び次条第一項において「高額療養費多數回該当の場合」という。）にあっては、四万四千四百円とする。

2
7
三
四
(略)

○確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）
第三条 施行日前に別表第五特定業種被共済者であった日（退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となつた日を除く。）のある者であつて、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、次の各号に掲げる別表第五特定業種に係る中退法第四十三条第一項に規定する特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 （略）
二 二十四月以上四十二月以下 区分退職金額（別表第五特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロにより定まる額）を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額）
イ・ロ
三
(略)
2
5
(略)

機構法施行令第1条の2第1項第2号関係

「〇〇につき…〇〇の区分に応じ、それぞれ〇〇に定める額〔を計算した〕額」

○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の
算定等に関する政令（平成十九年政令第三百一十五号）
(財政安定化基金による貸付事業)

第十四条 (略)

2 基金事業貸付金の額は、各後期高齢者医療広域連合
につき、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に
定める額に一一を乗じて得た額を限度とする。
3 一・二 (略)
5 (略)

機構法施行令第1条の2第1項第2号関係

「〇〇の…額（…場合には、〇〇。以下「X」という。）（[一定の場合にXに一定の修正を加える特例]）」と規定する例

○労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）
（報奨金の交付）

2 第一条（略）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第二項の規定により労働保険事務組合が徴収法第三十三条第一項の委託を受けてする一般拠出金（石綿健康被害救済法第二十七条第一項の一般拠出金をいう。以下同じ。）の納付の状況が次の各号に該当するときは、当該労働保険事務組合に対して石綿健康被害救済法第三十八条第三項において準用する整備法第二十三条の規定による報奨金（以下「一般拠出金に係る報奨金」という。）を交付する。

一 七月十日において、その年度の一般拠出金（当該一般拠出金に係る追徴金及び延滞金を含む。以下「その年度の一般拠出金等」という。）であつて、前年度に常時十五人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、石綿健康被害救済法第三十八条第一項において読み替えて準用する徴収法第十九条第一項又は第二項の一般拠出金の額（石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用する徴収法第十九条第四項の規定により政府が一般拠出金の額を決定した場合には、その決定した額。以下「一般拠出金の確定額」という。）（一般拠出金に係る追徴金又は延滞金を納付すべき場合にあつては、一般拠出金の確定額と当該追徴金又は延滞金の額との合計額の百分の九十五以上上の額が納付されていること。ただし、同日におい

て当該一般拠出金の確定額の合計額の百分の九十五以上の額が納付されていないことが天災その他やむを得ない理由によるものであるときは、同日後一日で厚生労働大臣が定める日までに当該一般拠出金の確定額の合計額の百分の九十五以上の額が納付されていること。

二・三（略）

機構法施行令第1条の2第2項柱書関係

独立行政法人に対して、額の定め方について義務的規定を設ける例

○独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百四号)

(家賃の決定)

第二十五条 機構は、賃貸住宅（公営住宅の事業主体その他他の住宅を賃貸する事業を行う者に譲渡し、又は賃貸するものを除く。以下この条において同じ。）に新たに新たに入居する者の家賃の額については、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定めなければならない。

2
4

(略)

機構法施行令第1条の2第2項柱書関係

「の規定に基づき…を定める」

○児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令の一部を改正する等の政令

(平成二十五年政令第二百六十一号)

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）
(法第七百一条の三十四第三項第四号の公衆浴場)
第五十六条の二十五 法第七百一条の三十四第三項第四号に規定する公衆浴場で政令で定めるものは、物価統制令第四条の規定に基づき道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場とする。

機構法施行令第8条の2第1項柱書関係

「支給〇〇」という略称を置く例

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年
政令第二号）
(学資支給金の額)

第八条の二 法第十七条の二第一項の学資支給金（以下
この条において単に「学資支給金」という。）の月額は、
次の表の上欄に掲げる学校（第四項において「支給対
象校」という。）に在学する者について、同欄に掲げる
学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下
欄に定める額とする。
(表略)
2～4 (略)

機構法施行令第8条の2第1項第1号・第2項第1号関係

号の下段において「〇〇の区分に応じ、それぞれ〇〇に定める額」とする例

○船員保険法施行令（昭和二十八年政令第一百四十四号）
(高額療養費算定基準額)

第九条 (略)
2～6 (略)
7 第八条第七項の高額療養費算定基準額は、次の各号
に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とす
る。
一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合
イからホまでに掲げる者の区分に応じ、それれイ
からホまでに定める額
8～10 (略) (略)
二～三 (略) (略)

機構法施行令第8条の2第1～3項関係

柱書で「次の各号に掲げる…額の区分に応じ、」としたときに、各号に掲げる区分として「〇〇円未満／以上」と規定する例

○国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）
第一百七条 昭和六十年改正法附則第八十三条第一項に規定する者については、旧厚生年金保険法第百三十五条
ただし書に規定する政令で定める額は、二十七万円とし、老齢年金給付の額がこの額に満たない場合における当該老齢年金給付の支払期月は、規約で定めることにより、旧厚生年金保険法による当該老齢年金若しくは通算老齢年金の支払期月の例による月又は次の各号に掲げる当該老齢年金給付の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月とする。
一 一十五万円以上二十七万円未満 二月、六月及び十月又は四月、八月及び十一月
二 六万円以上十五万円未満 イ又はロのいずれかに掲げる月
イ・ロ （略）
三 六万円未満 イからハまでのいずれかに掲げる月
月
（略）
イ・ハ

○子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第一百三十二号）
 （複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者による特例）

第十四条の一 特定被監護者等（支給認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者であつて、支給認定保護者と生計を一にするものをいう。以下この項及び附則第十七条の二において同じ。）が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育・特別利用保育・特別利用教育・特定地域型保育、特別利用地域型保育・特定利用地域型保育又は特例保育（以下この条において「特定教育・保育等」という。）に関する法第二十七条第三項第二号、法第二十八条第二項第一号から第三号まで、法第二十九条第三項第二号及び法第三十条第一項第一号から第四号までに規定する政令で定める額は、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額が七万七千百円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、五万七千七百円未満）であるときは、第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

二 (略)

（参考）同政令
 法第二十七条第三項第一号の政令で定める額）

第四条 (略)

一 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあつた月の属する年度（特定教育・保育のあつた月が四月から八月までの場合は、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百一十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十万一千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）一万五百円

二・三 (略)

二・四 (略)

二・五 (略)

機構法施行令第8条の2第1～4項関係

「××額算定基準額」という文言を用いた規定を置き、その算定根拠を後の条で規定する例

2 前項に規定する「負担額算定基準額」とは、次の各号に掲げる特定教育・保育等の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 一 教育認定子どもが受けた特定教育・保育 第四条
 第一項第一号に規定する市町村民税所得割合算額

機構法施行令第8条の2第1項第1号柱書関係

表の区分を指し示す際に、定義規定を置かずに「学校等」と規定する例

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年
政令第二号）
(第一種学資貸与金の額)

第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

2
(略)

機構法施行令第8条の2第1項第1号表関係

【見出し修正】「一 『〇〇』には、〇〇を含まない。」「〇〇の項において『〇〇』には、…」と規定しない例】

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年
政令第二号）
(第一種学資貸与金の額)

第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

(略)

備考	
一 「大学」には、別科（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術（第五号において「特定技術」という。）の教授を目的とするもので文部科学省令で定めるもの（次号において「特定別科」という。）を除く。）を含まない。（第六条を除き、以下同じ。）	
二～七 (略)	(略)

機構法施行令第8条の2第1項第1号表関係

表の学校等の区分に専攻科を含ませる例

		(略)
		(略)
	備考 一 (略) 二 「学部」には、専攻科及び特定別科を含む。 三～七 (略)	(略)
第一種学資貸与金の額		
第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。	2 3 (略)	2 3 (略)

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十四条において準用する行政不服審査法第三十八条第四項の規定により納付すべき手数料に関する政令（平成二十七年政令第三百九十三号）

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十四条において準用する行政不服審査法第三十八条第四項の規定により納付すべき手数料に関する政令（平成二十七年政令第三百九十三号）

機構法施行令第8条の2第2項関係

「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一條第一項各号…に掲げる扶助を受けていいる」

3 2 第二条 (略)

前項の書面には、審査申立人等が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一條第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それ添付しなければならない。

機構法施行令第8条の2第2項柱書関係

「満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者〔又は/若しくは〕同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者」

- 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）
第八条の二 8略
（学資支給金の額）
2・3 （略）
4 支給対象校に在学する者（その者が満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であるものに限る）が当該支給対象校に入学した月に支給される学資支給金の月額について、第一項の表各項の下欄又は前二項の規定にかかわらず、同表各項の下欄に定める額又は前二項の規定により機構の定める額にそれぞれ二四〇、〇〇〇円を加えた額とする。

機構法施行令第8条の2第2項関係

「居住に要する費用」

- 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）
(地域密着型介護サービス費の支給)

第四十二条の二 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である要介護被保険者（以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。）に係る特定地域密着型サービスにあっては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行なう事業所により行われる地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に對し、当該指定地域密着型サービスに要した費用（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。

機構法施行令第8条の2第2項関係

「…による支援の必要性」

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

○第六条の二 社会福祉を目的とする事業を経営する者

のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けたこれら事業を行なう者を含む）は、当該事業を行なうに当たり自らがその解決に資する支援を行うこととが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

機構法施行令第8条の2第2項関係

「…の必要性がないと認められる…」

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）

（基本理念）

第一条の二 （略）

二 各特別会計について一般会計と区分して經理する必要性につき不斷の見直しが行われ、その結果、存続の必要性がないと認められる場合には、一般会計への統合が行われるとともに、租税収入が特別会計の歳出の財源とされる場合においても、当該租税収入が一般会計の歳入とされた上で当該特別会計が必要とする金額が一般会計から繰り入れられることにより、国全体の財政状況を一般会計において総覽することが可能とされる」と。

機構法施行令第8条の2第2項関係

「〇〇の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる〇〇の区分に応じ、」／「それぞれ同表の下欄に定める〇〇」

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）
(年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い)

第四十八条の九の十六

(略)

2～5 (略)

6 当該年度の初日の属する年の前年の十二月十一日から当該年度の初日の属する年の六月十日までの間ににおいて当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合には、市町村は、法第三百二十二条の七八第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該変更があつた期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間における仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しないものとする。ただし、同表第三号の上欄に掲げる期間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合であつて、同号の下欄に定める期間における仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収することが適當であると市町村が認めるときは、この限りでない。

7～11 (略)

機構法施行令第8条の2第3項関係

「において通信による教育を受ける…者」

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）
(第一種学資貸与金の額)

第一条 (略)

3～2 (略)

大学又は専修学校において通信による教育を受ける者のうち、教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他文部科学省令で定める者（第八条の二第三項において「特定通信教育受講者」という。）に対する第一種学資貸与金の月額については、第一項の表大学の項下欄若しくは専修学校の項下欄又は前項の規定にかかわらず、年当たりの合計額が八八、〇〇〇円を超えない額の範囲内で学校等の種別及び通学形態の別を考慮して機構の定める額とする。

機構法施行令第8条の2第4項柱書関係

「〇〇の生計を維持する者」

○大学等における修学の支援に関する法律案

(報告等)

第十三条 文部科学大臣等は、授業料等減免に関して必要な度において、授業料等減免対象者若しくはその生計を維持する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させることができる。

2～4 (略)

○児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）

(支給要件)

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者

一・二 (略)

三 父母等又は父母指定者のいづれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの

四 (略)
2～4 (略)

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百二十四号）

(支給要件)

第三条 (略)
2 前項の場合において、当該障害児を父及び母が監護

するときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児の生計を維持する者（当該父及び母がいずれも当該障害児の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児を介護する者）に支給するものとする。
3～5 (略)

機構法施行令第8条の2第4項柱書関係

「○○[人] 及び○○[人]について…額…を合算した額」

○高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年
政令第三百十八号）
(一部負担金に係る所得の額の算定方法等)

第七条 (略)

3 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者につい
ては、適用しない。

一・二 (略)

三 当該療養の給付を受ける者及びその属する世帯
の他の世帯員である被保険者について当該療養の
給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付
を受ける日の属する月が一月から七月までの場合
にあっては、前々年）の第十八条第一項第二号に規
定する基礎控除後の総所得金額等の算定の例によ
り算定した額を合算した額が二百十万元以下であ
る者

機構法施行令第8条の2第4項柱書関係

「第〇号に掲げる額から第〇号に掲げる額を控除した額…を合算した額」

○健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）
（市町村民税経過措置対象被保険者に対する高額療
養費の支給に関する特例）

附則

2 第二条 (略)
市町村民税経過措置対象被保険者が被扶養者が同一
の月に一の病院等から療養（七十歳に達する日の属す
る月以後の療養に限る。以下この項において同じ
じ。）を受けた場合において、当該市町村民税経過措置
対象被保険者に対して支給される高額療養費の額は、
第四十一条第二項の規定にかかるらず、同項の規定に
より支給されるべき高額療養費の額に、当該被扶養者
ごとに算定した第一号に掲げる額から第一号に掲げ
る額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零
とする。）を合算した額を加算した額とする。
一・二 (略)

機構法施行令第8条の2第4項柱書関係

①算定した額が一定の閾値に達した場合の処理及び②算定した額の端数処理を同一のかっこ内に規定する例

○国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）
第五十六条 第五十八条

（略）

（略）

3 2 前項の基礎年金に相当する部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 旧厚生年金保険法による老齢年金 六十五歳以上の各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額の合算額と各受給権者について算定したハに掲げる額とを合算した額

イ 二 ハ （略）

五 五 旧厚生年金保険法による通算遺族年金 イに掲げる額にロに掲げる月数を乗じて得た額

イ 当該通算遺族年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の額を合算した額を、その計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間の月数を合算した月数で除して得た額（その額が国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額を三百で除して得た額を超えるときは、当該額としてその額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。）

六 フ ハ （略）

機構法施行令第8条の2第4項柱書関係

「〇円未満の端数がある場合には、」

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）

（退職年金等の額のうち旧国民年金法による老齢年金の額に相当する部分）

第八十五条 昭和六十一年改正法附則第百二十条第四号に規定する政令で定める費用のうち同号の規定によりその例によることとされる昭和六十一年改正法附則第三十三条第一項第二号に規定する政令で定める部分に相当する費用は、退職年金、減額退職年金及び通算退職年金（これらの年金のうち、その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。以下この条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該年度において支給した当該年金の額の総額に、当該年度における当該年金に係る老齢年金加算額相当率を乗じて得た額（一円未満の端数がある場合には、これを四捨五入して得た額）に相当する額とする。

2 2・3 （略）

機構法施行令第8条の2第4項柱書関係

「これを切り捨てた額とする。」

○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律
(平成十二年法律第二百二十九号)
(俸給の切替えに伴う経過措置)

第十一条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日ににおいて受けた俸給月額(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第八十六号)第一号において「平成二十一年改正法」という)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事院規則で定める職員を除く。)には平成二十六年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十一条の四第一項又は第八十二条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)のうち、その職務の級が給与法附則第八項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあっては、特定職員となつた日)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額)を俸給として支給する。

2 (略)
3 (略)

○消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)
(検定対象機械器具等についての試験及び型式適合検定の手数料)

第四十条 (略)

3 法第二十一条の十一第一項の規定による型式適合検定を受けようとする者(外国において本邦に輸出される検定対象機械器具等の製造又は販売の事業を行う者に限る。)が、当該型式適合検定の中請書に、総務省令で定めるところにより総務大臣が指定する者(外国に住所を有する者に限る。)の行つた当該申請に係る検定対象機械器具等の形状等と法第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等との同一性を判定し得る検査結果を記載した書類で総務大臣が適当と認めるものを添付した場合には、第一項の規定にかかわらず、当該型式適合検定を受けようとする者の納付すべき手数料の額は、別表第三に定める額(同項第二号に該当する場合にあっては、同項ただし書の規定により総務大臣が定める額)に三分の一を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とする。

4 (略)

機構法施行令第8条の2第4項柱書関係

端数処理に係るカッコ書きと特定の場合に係る金額を定めるカッコ書きが連続している例

○国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）

（遺族年金の額の最低保障）

第四十五条 昭和六十年改正法附則第四十六条第三項に規定する施行日の前日における遺族年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額は、七十八万九百円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）（当該遺族年金が同条第二項の規定によりなおその効力を有することとされ次条第「項の規定において読み替えられた旧共済法第八十八条の三の規定の適用を受けるものである場合には、当該金額に同条の規定により加えることとされている金額を加えた金額）とする。

機構法施行令第8条の2第4項柱書関係

「〇〇額…（…場合には、零とする。）」

○子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
（施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置）

第九条（略）

一（略）

イ この法律の施行前の私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第九条の規定による私立

幼稚園（国（国立大学法人を含む）、都道府県及び市町村以外の者が設置する幼稚園をいう。以下この項において同じ。）の経常的経費に充てるための国の補助金の総額（以下この項において「国の補助金の総額」という。）、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該施設型給付費の支給に係る支給認定教育・保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

2
4
二・三
(略)

○児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）
(児童手当の額)

第六条（略）

一（略）

ロイ（略）

(1) (略)

(i) 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童、三歳以上小学校修了前の児童又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である場合 一万五千円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、一万五千円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から五千円を控除して得た額（当該支給要件児童のうちに三歳以上小学校修了前の児童がいない場合には、零とする。）とを合算した額

2
二
ハ
(略)
(2)
(略)
(ii)
(略)

機構法施行令第8条の2第4項柱書関係

「ただし、…場合については、…とする。」

○がん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）

（納稅地）

（国等による全国がん登録情報及び都道府県がん情報の保有の期間の限度）

第九条 全国がん登録情報に係る法第二十七条の政令で定める期間は、全国がん登録情報について法第二章第三節の規定による利用（同条に規定する受領情報の利用を含む。以下この条及び次条において「情報の利用」という。）を開始した日から起算して五年を経過した日の属する年の十二月三十一日又は当該全国がん登録情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日のいずれか早いまでの間とする。ただし、全国がん登録情報を長期にわたり分析する必要がある場合その他のがんに係る調査研究に必要な場合として厚生労働省令で定める場合については、当該全国がん登録情報について情報の利用を開始した日から起算して十五年を経過した日の属する年の十二月三十一日又は当該全国がん登録情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日のいずれか早いまでの間とする。

2

（略）

機構法施行令第8条の2第4項柱書関係

「ただし、…ことその他の理由により本文の規定により難い場合としてAで定める場合」

○石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）

（納稅地）

第八条 石油ガス税の納稅地は、石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスに係るものについては、当該該石油ガスの充てん場の所在地とし、保税地域から引き取られる課税石油ガスに係るものについては、当該保税地域の所在地とする。ただし、第六条第二項の規定に該当することその他の理由により本文の規定により難い場合として政令で定める場合における石油ガス税の納稅地は、政令で定める。

機構法施行令第8条の2第4項柱書関係

「場合として〇〇省令で定める場合については。」

○がん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年
政令第三百二十三号）

（国等による全国がん登録情報及び都道府県がん情報
の保有の期間の限度）

第九条 全国がん登録情報に係る法第二十七条の政令で定める期間は、全国がん登録情報について法第二章第三節の規定による利用（同条に規定する受領情報の利用を含む。以下この条及び次条において「情報の利用」という。）を開始した日から起算して五年を経過した日の属する年の十二月三十一日又は当該全国がん登録情報をを利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日のいずれか早いまでの間とする。ただし、当該全国がん登録情報を長期にわたり分析する必要がある場合その他のがんに係る調査研究に必要な場合として厚生労働省令で定める場合には、当該全国がん登録情報について情報の利用を開始した日から起算して十五年を経過した日の属する年の十二月三十一日又は当該全国がん登録情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日のいずれか早いまでの間とする。

2
(略)

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）

（保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者等）

が五十万七千円以上である者とする。

第一条 (略)

2 法第三条第二項第一号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等（前項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）の道府県民税所得割（高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）が支給される月の属する年度（当該月が四月から六月までの月であるときは、その前年度。以下この項において同じ。）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。第四条第二項第一号において同じ。）の同法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割（同法第五十条の二の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）の額と市町村民税所得割（就学支援金が支給される月の属する年度分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第四条第二項第一号において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百一十八条の規定によつて課する所得割を除く。）をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）の額とを合算した額（保護者等が二人以上いるときは、その全員の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額。第四条第二項第一号及び第二号において同じ。）

機構法施行令第8条の2第4項柱書関係

「〇〇〔さ〕れる月の属する年度…分の〔地方税〕法…の規定による〇〇税」

機構法施行令第8条の2第4項柱書関係

「…月の属する年度（当該月が〇月から〇月までの月であるときは、その前年度。以下この〇〇において同じ。）分の」

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成「十二年政令第百十一号）
（保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者等）

第一条（略）

2 法第三条第一項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等（前項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）の道府県民税所得割（高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）が支給される月の属する年度（当該月が四月から六月までの月であるときは、その前年度。以下この項において同じ。）分の地方税法（昭和二十五年法律第一百二十六号）の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。第四条第二項第一号において同じ。）の同法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割（同法第五十条の二の規定によつて課する所得割を除く。）をいう。以下の項及び第四条第二項において同じ。）の額と市町村民税所得割（就学支援金が支給される月の属する年度分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第四条第二項第一号において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第二百一十八条の規定によつて課する所得割を除く。）をいう。以下の項及び第四条第二項において同じ。）の額とを合算した額（保護者等が二人以上いるときは、その全員の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算し

た額。第四条第二項第一号及び第二号において同じ。）が五十万七千円以上である者とする。

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十一号）
（支給限度額の加算）

第四条（略）

2 法第五条第一項の政令で定める受給権者は、次の各号に掲げる者とし、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項の政令で定める額に政令で定める額を加えた額は、当該各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が二十五万七千五百円未満である受給権者（保護者等が二人以上いるときは、その全員。第三号において同じ。）が当該道府県民税及び市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有する者である受給権者（次号及び第三号において「保護者等国内居住受給権者」という。）に限り、次号及び第三号に掲げる者を除く。）当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の二分の一に相当する額を加えた額

二・三（略）

機構法施行令第8条の2第4項柱書関係

「所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない」

○子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第一百三号）

（法第二十七条第三項第一号の政令で定める額）

第四条（略）

一（三）（略）

四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあつた月の属する年度（特定教育・保育のあつた月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者（市町村特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第八項に規定する小規模居住型児童養育事業を行う者、同法第六条の四第一号に規定する養育里親又は同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。以下同じ。）である支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。）三千円

二（四）（略）

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）
（相続税等に関する経過措置）

第七十八条（略）

3 前二項の規定は、相続若しくは遺贈又は贈与により沖縄にある財産を取得した者で当該財産を取得した時において相続税法の施行地に住所を有しないもの（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）の当該財産に係る相続税又は贈与税について準用する。

○確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）

（積立金の額）

第六十条（略）

2 責任準備金の額は、当該事業年度の末日における給付に要する費用の額の予想額の現価から掛金収入の額の予想額の現価を控除した額を基準として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

3 最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る給付として政令で定める基準に従い規約で定めるものに要する費用の額の予想額を計算し、これらの予想額の合計額の現価として厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

（前期高齢者関係事務費拠出金の額）

第四十条 第三十六条第一項の規定により各保険者から徴収する前期高齢者関係事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度における第百三十九条第一項第一号に掲げる支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、各保険者に係る加入者の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

機構法施行令第8条の2第4項柱書関係

「〇〇省令で定めるところにより算定した額とする。」

機構法施行令第8条の2第4項第1号関係

地方税法上の各種所得に係る金額の合計額を経済支援に係る所得基準とする際の規定の例

○高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）

第七条 法第六十七条第一項第二号の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年。以下この項において同じ。）の所得について行うものとし、その額は第一号に掲げる額（当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する年齢十九歳未満の者で同年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。）が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有するものにあっては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

和三十七年法律第四百四十四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十八条第四項第一号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号、第十八条第四項第一号において「租税条約等実施特例法」という。)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第十五条第一項第四号、第十六条の三第一項第四号並びに第十八条第一項第二号及び第二号において同じ。)の合計額から地方税法第三百四十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額

二 当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において年齢十六歳未満の控除対象者の数に三十三万円を乗じて得た額及び同日現在において年齢十六歳以上十九歳未満の控除対象者の数に十二万円を乗じて得た額の合計額

2
3 (略)

機構法施行令第8条の2第4項第1号関係

「月の属する年度…分の地方税法…の規定による〇〇税」

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十一号）
（保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者等）

た額。第四条第一項第一号及び第二号において同じ。)が五十万七千円以上である者とする。

第一条 (略)

2 法第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等（前項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）の道府県民税所得割（高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）が支給される月の属する年度（当該月が四月から六月までの月であるときは、その前年度。以下の項において同じ。）分の地方税法（昭和二十五年法律第一百二十六号）の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。第四条第二項第一号において同じ。）の同法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割（同法第五十条の二の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）の額と市町村民税所得割（就学支援金が支給される月の属する年度分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第四条第二項第一号において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第一号に掲げる所得割（同法第三百一十八条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）の額とを合算した額（保護者等が二人以上いるときは、その全員の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算し

機構法施行令第8条の2第4項第1号関係

「〇〇の規定により読み替えられた地方税法第三百四十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」

○外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）

（事業から生ずる所得に対する特別徴収に係る住民税の特例等）

第八条（略）

2（6）（略）

7 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特例適用利子等については、地方税法第三百三十三条第一項及び第二項並びに第三百四十四条の二の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その前年中の特例適用利子等の額に対し、特例適用利子等の額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第三百四十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）の税率を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割（同法第二百九十二条第一項第一号に掲げる所得割をいう。以下「市町村民税の所得割」という。）を課す。

9 8（略）

9 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特例適用配当等については、地方税法第三百三十三条第一項及び第二項並びに第三百四十四条の二の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その前年中の特例適用配当等の額に対し、特例適用配当等の額（第一項第四号の規定により読み替えられた同法第三百四十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）の税率を乗じて計算した金

額に相当する市町村民税の所得割を課す。

10 13（略）

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）

（配当等に対する特別徴収に係る住民税の税率の特例等）

第十条の二の二（略）

2（9）（略）

10 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定国外配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号ロに規定する国外一般公社債等の利子等及び同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「条約適用利子等」という。）については、同法第三百三十三条第一項及び第二項並びに第三百四十四条の二の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用利子等に係る利子所得の金額（配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額）以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第三百四十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に五分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合は、五分の四）を乗じて得た率（当該個人が第三項

の規定の適用を受ける場合には、百分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割（同法第二百九十二条第一項第一号に掲げる所得割をいう。次項、第十二項及び第十四項において同じ。）を課する。

（略）

- 12 11 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等であつて第一項並びに第三項の規定の適用を受けるもの（以下この項から第十四項までにおいて「条約適用配当等」という。）については、同法第三百三十二条第一項及び第二項並びに第三百四十二条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用配当等に係る利子所得配当所得及び雑所得の金額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第十四条第四号の規定により読み替えられた同法第三百四十二条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に五分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）を乗じて得た率（当該個人が第二項の規定の適用を受ける場合には、百分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割を課する。

13
18 （略）

機構法施行令第8条の2第4項第1・2号関係

「額に百分の〇〇を乗じた額」

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）
第二十三条 詐欺その他不正の行為によつて旧保険給付を受けた者からの当該旧保険給付に要した費用の全部又は一部の徴収、当該旧保険給付に關し虚偽の證明

又は不正な健康保険印紙のちよう付若しくは消印をした事業主及び保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をした保険医に対する徴収金を納付すべきことの命令並びに詐欺その他不正の行為によつて旧日雇健保法の規定による療養の給付に関する費用の支払又は旧日雇健保法第十七条第三項（旧日雇健保法第十七条の六において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けた旧日雇健保法第十一条第五項第一号に掲げる保険医療機関及び保険薬局からのその支払った額の返還及びその額に百分の十を乗じた額の支払については、なお従前の例による。

機構法施行令第8条の2第4項第2号関係

「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市」

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）
(指定都市の特例)
第四十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第「百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において単に「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。
2 (略)

機構法施行令第8条の2第4項第2号関係

「〇〇により課される」

○所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）

（恒久的施設帰属所得についての総合課税に係る所得税の課税標準等の計算）

第二百九十二条 非居住者の法第六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）に規定する総合課税に係る所得税（法第六十四条第一項第一号イ（非居住者に対する課税の方法）に掲げる国内源泉所得（次項及び第四項において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る部分に限る。）の課税標準及び税額につき、法第六十五条第一項の規定により次の各号に掲げる法の規定に準じて計算する場合には、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 法第四十五条（家事関連費等の必要経費不算入等）同条第一項第二号から第五号までに規定する租税又は延滞金若しくは加算金（以下この号において「所得税等」という。）の額は、外国又はその地方公共団体により課される所得税等に相当するものの額（法第六十五条の六第一項（非居住者に係る外国税額の控除）に規定する控除対象外国所得税の額を除く。）を含むものとする。

2 4 （略）

○法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）

（外国法人税の範囲）

第一百四十一条 法第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国の法令により課される法人税に相当する税で政令で定めるものは、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税（以下この款において「外国法人税」という。）とする。

2 外国又はその地方公共団体により課される次に掲げる税は、外国法人税に含まれるものとする。

一～四 （略）

3 外国又はその地方公共団体により課される次に掲げる税は、外国法人税に含まれないとする。

一～四 （略）

機構法施行令第8条の2第5項関係

「その他の法令に基づく…給付」

○難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）
（他の法令による給付）

第十二条 特定医療費の支給は、当該指定難病の患者に対する医療につき、健康保険法の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち特定医療費の支給に相当するものを受けることができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において特定医療費の支給に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
（他の法令による給付等との調整）

第七条 自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による介護給付、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付又は事業であつて政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付又は事業以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

機構法施行令第8条の2第5項関係

初出で「給付等」と規定する例

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）
（他の法令による給付等との関係）

第七条 遺族給付金（第九条第五項の規定により加算する額に係る部分を除く。）及び障害給付金は、それぞれ死亡及び障害を原因として、犯罪被害者又はその遺族に對し、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）その他の法令による給付等で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付等に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない。

○公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第二百十一号）
（他の法律による給付等との調整）

第十四条 補償給付の支給がされた場合においては、政令で定める法令の規定により同一の事由について当該補償給付に相当する給付等を支給すべき者は、その支給された補償給付の価額の限度で当該給付等を支給する義務を免れる。

2
(略)

機構法施行令第8条の2第5項柱書関係

「を調整する必要がある」

○水防法（昭和二十四年法律第二百九十三号）
(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

機構法施行令第8条の2第5項関係

「を受けた場合における…に対する…の額については、」

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）
(学資支給金の額)

第八条の二（略）

2 国立大学法人が設置する大学、独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校又は国若しくは国立大学法人が設置する専修学校に在学する者が授業料の減免を受けた場合におけるその者に対する学資支給金の月額については、前項の表各項の下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の範囲内で機構の定める額とする。

3・4（略）

機構法施行令第8条の2第5項柱書関係

「の規定により算定される」

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）
（保険医療機関等の診療報酬）

第七十条（略）
2 後期高齢者医療広域連合は、都道府県知事の認可を受け、保険医療機関等との契約により、当該保険医療機関等において行われる療養の給付に関する前項の療養の給付に要する費用について、同項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができる。

第七十七条（略）
3 ～ 7 （略）
○国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）
（保険医療機関等の診療報酬）

第四十五条（略）
2 市町村及び組合は、都道府県知事の認可を受け、保険医療機関等との契約により、当該保険医療機関等において行われる療養の給付に関する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができる。

4 ～ 8 （略）

機構法施行令第8条の2第5項柱書関係

「額を限度として」

○緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律（平成二十七年法律第二十四号）
（国債による拠出）

第三条（略）
2 前項の規定により拠出するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。
3 （略）

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
（施設型給付費の支給）

第二十七条（略）

3 ～ 2 （略）

一 （略）
二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4 ～ 8 （略）

機構法施行令第8条の2第5項関係

「…額を限度として〇〇省令で定める額とする。」

○地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第一百七十四号）

第一条の五 船員に係る法附則第五条の三第二項の規定による障害補償年金前払一時金の額は、附則第一条の三各号に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ当該障害等級に対応する法附則第五条の二第一項の表の下欄に掲げる額に当該各号に定める額を加算した額を限度として総務省令で定める額とする。

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

「過去に〇〇ことがない／ある〇〇」

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）
（有期労働契約の更新等）

第七条

（略）

2 避難解除等区域復興再生計画には、次に掲げる事項（第三号から第五号までに掲げる事項にあっては、過去に避難指示の対象となつたことがない）区域内にわたるもの及び現に避難指示（第四条第四号イに掲げる指示であるものを除く。）の対象となつている区域（同条第五号に規定する近く避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域を除く。）におけるものであつて、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む）を定めるものとする。

3～7
（略）

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

第二百二十二条

（略）

3 2 理事の過半数は、外部理事（委託金融商品取引所又はその子会社（第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この章において同じ。）の取締役、理事若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に委託金融商品取引所又はその子会社の取締役、理事若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがない者より選任された理事をいう。以下この目において同じ。）でなければならない。

4～6
（略）

○労働契約法（平成十九年法律第二百一十八号）
（有期労働契約の更新等）

第十九条

（略）

一 当該有期労働契約が過去に反復して更新されたことがあるものであつて、その契約期間の満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了させることができ、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に解雇の意思表示をすることにより当該期間の定めのない労働契約を終了させることと社会通念上同視できると認められる」と。

二 （略）

機構法施行令第8条の3第1・2号関係

「〇〇の正規の修業年限を満了する」

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）
(貸与期間)

第一百一十条の六 学資金を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）は、貸費学生となつた日の属する月から

当該貸費学生が大学の正規の修業年限を満了する日の属する月までとする。ただし、病気その他やむを得ない理由によって正規の修業年限を満了した日までに正規の課程を終了することができなかつた貸費学生については、防衛大臣は、貸与期間をその正規の課程を終了する日の属する月までとすることができる。

機構法施行令第8条の3第2号関係

「〇〇を超えない範囲で〇〇省令で定める〇〇」

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）
(船舶保安証書)

第十三条（略）

2 前項の船舶保安証書（以下「船舶保安証書」という。）の有効期間は、五年とする。ただし、その有効期間が満了するまでの間において、国土交通省令で定める事由により前条後段の検査を受けることができなかつた国際航海日本船舶については、国土交通大臣は、当該事由に応じて三月を超えない範囲で国土交通省令で定める日までの間、その有効期間を延長することができる。

3～10（略）

○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）
(条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準)

第二十九条の一（略）

一一～十（略）
十一 第二十八条の三の技術的細目に定められた制限の強化は、配置すべき緩衝帯の幅員の最低限度について、二十メートルを超えない範囲で国土交通省令で定める基準に従い行うものであること。

2（略）

十一（略）

機構法施行令第8条の3第2号関係

「者のうち…者その他の〇〇省令で定める者」

○租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）

（給付金の非課税）

第四十一条の八 市町村又は特別区から給付される給付金で次に掲げるものについては、所得税を課さない。

一・二 （略）

三 低所得である高齢者等への支援等の観点から給付される次に掲げる給付金

イ （略）

ロ 平成二十八年度対象者のうち、国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第五十五条第二号に掲げる障害基礎年金又は同条第三号に掲げる遺族基礎年金を受けている者その他の財務省令で定める者（イに掲げる給付金の支給を受ける者を除く。）に対して給付される財務省令で定める給付金

機構法施行令第8条の3第3項第2号関係

「〇〇を受けた期間の月数」

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十号）

附則

（昭和六〇年一二月一七日法律第一〇八号）

（退職一時金等の支給を受けた者に対する取扱い）

第一百三十三条（略）

2～4 （略）

5 第一項に規定する者が施行日前に既に退職年金等の支給を受けた者である場合における同項の規定の適用については、同項中「支給を受けた額」とあるのは、「支給を受けた額から、その額にその者が施行日前において当該退職年金等の支給を受けた期間の月数（その月数が二百四十月を超えるときは、二百四十月とする。）を三百四十で除して得た割合を乗じて得た額を控除して得た額」とする。

6・7 （略）

機構法施行令第8条の3第3項第2号関係

「月数（当該月数と…」

○年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）

（老齢年金生活者支援給付金の額）
（入院）

第三条 老齢年金生活者支援給付金は、月を単位として

支給するものとし、その月額は、次に掲げる額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）を合算した額とする。

一 （略）

二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に、その者の保険料免除期間（同法第五条第二項に規定する保険料免除期間をいい、他の法令の規定により同項に規定する保険料免除期間とみなされた期間を含み、同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間を除く。）の月数の六分の一（同法第五条第六項に規定する保険料四分の一免除期間にあつては、同項に規定する保険料四分の一免除期間の月数の十二分の一）に相当する月数（当該月数と同法第二十七条各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。以下この号において同じ。）とを合算した月数が四百八十を超えるときは、四百八十から当該各号に掲げる月数を合算した月数を控除した月数とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額を一二で除して得た額

機構法施行令第8条の3第1項第2号関係

「〇〇と〇〇とを合算した〇〇」

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）

（入院）

第十九条 （略）
2～5 （略）

6 第一項又は第三項の規定に係る入院の期間と前項の規定に係る入院の期間とを合算した期間は、七十二時間を超えてはならない。

7 （略）

○国會議員の秘書の給与等に関する法律（平成一年法律第四十九号）
（給料の級及び号給に係る在職期間）

第四条 前条第二項に規定する在職期間は、第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間とを合算した期間に加算する期間と第三号に掲げる期間とを合算した期間とする。

一～三 （略）
2・3 （略）

機構法施行令第8条の3第2号関係

「〇〇月数を控除した月数」

○年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十一年法律第二百二号）

（老齢年金生活者支援給付金の額）

第二条 老齢年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、次に掲げる額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）を合算した額とする。

（略）

二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に、その者の保険料免除期間（同法第五条第二項に規定する保険料免除期間をいい、他の法令の規定により同項に規定する保険料免除期間とみなされた期間を含み、同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間を除く。）の月数の六分の一（同法第五条第六項に規定する保険料四分の一免除期間においては、同項に規定する保険料四分の一免除期間の月数の十二分の一）に相当する月数（当該月数と同法第二十七条各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。以下この号において同じ。）とを合算した月数が四百八十を超えるときは、四百八十から当該各号に掲げる月数を合算した月数を控除した月数を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額を十二で除して得た額

機構法施行令第8条の4関係

独立行政法人の個別政令における省令委任規定の置き方の例（全体として個別法の関係規定の順に条を並べ、省令委任規定は関係業務のかたまりの最後に置いている例）

○独立行政法人国際協力機構法施行令（平成二十年政令第二百五十八号）

第一条→【法第五条第一項関係について規定】

第二条～第六条→【法第三十一条第七項関係について規定】

第七条～第二十五条→【法第三十二条第三項関係について規定】

第二十六条～第二十九条→【法第三十二条第三項関係について規定】

第三十条～第三十三条→【法第三十二条第三項関係について規定】

第三十四条～第三十六条→【法第三十二条第三項関係について規定】

第三十七条～第三十九条→【法第三十二条第三項関係について規定】

第四十条～第四十二条→【法第三十二条第三項関係について規定】

第四十三条～第四十五条→【法第三十二条第三項関係について規定】

第四十六条～第四十八条→【法第三十二条第三項関係について規定】

第四十九条～第五十一条→【法第三十二条第三項関係について規定】

第五十二条～第五十四条→【法第三十二条第三項関係について規定】

第五十五条～第五十七条→【法第三十二条第三項関係について規定】

第五十八条～第五十九条→【法第三十二条第三項関係について規定】

第六十条～第六十二条→【法第三十二条第三項関係について規定】

第六十三条～第六十五条→【法第三十二条第三項関係について規定】

第六十六条～第六十八条→【法第三十二条第三項関係について規定】

第六十九条～第七十一条→【法第三十二条第三項関係について規定】

第七十二条～第七十四条→【法第三十二条第三項関係について規定】

第3～5条関係

基金残余額の国庫納付に係る規定例

○独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の二第四項の規定による納付金の納付に関する政令(平成二十六年政令第百三十号)

（国庫納付金の納付の手続）

第一条 独立行政法人日本学術振興会は、独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の二第四項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金(以下「国庫納付金」という。)の計算書に、平成二十五年四月一日に始まる事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、平成二十六年六月三十日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第二条 国庫納付金は、平成二十六年七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第三条 国庫納付金は、一般会計に帰属する。

第3条関係

「〇〇の属する事業年度」／「〇〇事業年度の次の事業年度」

○水産業協同組合法施行令の一部を改正する政令(平成十三年政令第七十三号)

附 則

第三条 平成十三年三月三十一日の属する事業年度の開始の時における貯金等合計額(新令第二条の三第一項第一号に規定する貯金等合計額をいう。以下同じ。)が五十億円以上千億円未満であり、かつ、当該事業年度の次の事業年度の開始の時における貯金等合計額が五十億円を下回ることとなつた漁業協同組合又は水産加工業協同組合(以下「組合」と総称する。)については、新令第六条の二第二項の規定は、当該次の事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

2 新令第六条の二第三項の規定は、組合の平成十三年三月三十一日の属する事業年度の開始の時における貯金等合計額が五十億円以上千億円未満であり、かつ、当該組合の当該事業年度の次の事業年度の開始の時ににおける貯金等合計額が五十億円以上である場合について準用する。

理由関係

「〇〇の施行に伴い、…関係政令の規定の整備を行うとともに、〇〇その他の必要な経過措置を定める必要があるからである。」

○国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第十三号）

理由
国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行うとともに、承認計画書の作成基準その他の必要な経過措置を定める必要があるからである。

理由関係

「〇〇の施行に伴い、〇〇その他の関係政令の規定の整備を行うとともに、」

○旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うとともに、九州旅客鉄道株式会社に対する国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の適用に関し所要の経過措置を定める必要があるからである。

理由
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うとともに、九州旅客鉄道株式会社に対する国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の適用に関し所要の経過措置を定める必要があるからである。